

(第十一部)

第五回 参議院農林委員会會議録第二十二号

(三六八)

昭和二十四年五月十九日(木曜日)午前十一時十一分開会

本日の会議に付した事件

○食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○農地調整法の一部を改正する等の法律案(内閣提出・衆議院送付)

○土地改良法案(内閣提出・衆議院送付)

○土地改良法施行法案(内閣提出・衆議院送付)

○請願及び陳情の取扱ひに關する件

○委員長(楠見義男君) 只今より委員会を開きます。先ず食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案及び農地調整法の一部を改正する等の法律案の質疑を行います。速記を止めて。

午前十一時十二分速記中止

午後零時二十二分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始めます。これにて休憩いたします。

午後零時二十三分休憩

午後二時五十五分開会

○委員長(楠見義男君) それでは休憩前に引續いて農林委員会を開会いたします。最初に土地改良法案及び土地改良法施行法案を議題にいたしまして、先般來留保しておりました質疑をこれから流行いたしたいと思います。先般來各委員から、安本長官、農林大臣、大蔵大臣にいろいろ質問したい事項について

第十一部

農林委員会會議録第二十二号 昭和二十四年五月十九日

参議院

いての御発言がございましたが、大體各委員とも聞くところはほぼ一致しておつたように思いますので、議事の進行上委員の方から取りまとめを伺うことにいたしましたと思ひますが、若し謝れておるところがございましたら、更に補充して各委員から御質問願いたいと思ひます。農林大臣と安本長官のお二人にお伺いします。

実は今回御提案になりました土地改良法案及び土地改良法施行法案を当委員会に審議するに當りまして、法案の内容に入る前に是非政府の意向を質して置きたい事項があるということ、今お聞き及びのうに各委員からごも御質疑があつたのであります。今まで政府委員、特に事務當局の意向につきまして、伺つておつたのであります。その間必ずしも統一したお答えが、伺えなかつたり、或いはむしろ非常に不満足な、憂慮すべきようなお答えがあつたので、そういうようなことでは到底この土地改良法の審議には入れないという結論になりましたので、この問題はむしろ大臣から直接御意見を伺つた方がよいという結論になつたのであります。そのことはどういふことかと申しますと、結局政府において、いふ御審議力になつたにも拘わらず、誠に我々としては遺憾であり、不満足なことながら、本年の公共事業費に充てられ、土地改良の費用が大幅に削減せられた、特に農業増産が必要なる際においては、縣営或いは國營のものは継続

されなければ、併しながら個人經營のものについては認められなかつた。或いは又土地改良については同様のことであつた。従つてこれについては御承知のように参議院にいたしましては、食糧確保臨時措置法に關する決議案まで出したような状態でありまして、この問題に關連して、食糧確保臨時措置法が、これ亦本院に付託されておるのであります。これも御存じのうにスキヤビンに基いて立案された法律である。而もそのスキヤビンは從來の農業増産を最大限度可能ならしめるべく、継続して從來の施設を実施すべきことが、一方に謳われておるにも拘わらず、その一方の政府の義務としてやらなければならぬ食糧増産の關係は、只今の公共事業費の問題にも現れたように、実行されておらない。そこでそういうような情勢の下において、食糧確保臨時措置法を我々農林委員会としては審議するに當つても、そして又土地改良法案を審議するに當つても、そういうような前提の下においては到底これらの法案は審議できないのじやないか、厳しく詰ればそういうことであります。更に今問題になつておる土地改良法について申しますと、この法案は土地改良について一つの從來の法律を綜合して、そして土地改良事業というものを將來延ばして行こうと考へており、その場合に必要なる補助金を交付することができると規定が法律の中に盛り込まれております。併し法律の規定を見れば、その百二十六條においては予算の範圍内において補助金を交付することができるといふだけの規定で、それは具体的な本年の予算において、或は又予算が不十分である場合には、その補充としての資金の融通の面において何らかの措置が講ぜられておるかというところ、現在のところでは何ら措置が講ぜられておらない。又安定本部の建設局當局の意向を先般伺いますと、この点については前途真暗のような御答弁があり、又大蔵省の主計局長の意向を聞きましてもこの点ははっきりしない、こういうことであります。従つてこういうような状態の下においては、その裏付のない土地改良法というものを作ることには徒らに農民にとつては頗るな法令のみができる。又場合によつてはこの法制ができたことによつて却つて政府の方で氣がゆるむと申しますか、安心することによつて、結局又何ら役に立たない法令になつてしまふ。従つてむしろ具体的に補助金等の予算的裏打ち、或は資金的裏打ちというものが講ぜられてから、初めてこの法案を出した方がよいのじやないかと

いうような意見が起つておるのであります。勿論政府は、政府と申しますか事務當局としては、こういう法案が出たことによつて予算を獲得し、或いは又資金を確保することによつて非常に便宜になると思ひ、こういうような御意見もあつたのであります。一面今申しますように、却つてこれは安堵感を与えるだけで、むしろ背があつても益がないような感があると思ひます。こういうことであります。そこで更に先般來事務局の意向等を徴した場合に、これは安本の方の二政府委員からの意見でありましたが、要するにこの増産の問題、土地改良の問題については關係方面においては、尙十分な御認識がない点があるようだ。併しこれも大體の筋として申しますと、厳しく詰れば政府の今後の非常な努力を必要とするのと同時に、これは一安本の問題のみに限らず、又一農林省の問題に限らず、政府が本當に相協力して、そしてこの問題の食糧増産の重要性を十分に認識して、そしてそれについての最善の努力を盡さなければ、この問題の解決は非常に困難であると同時に、若し最善の努力が盡されるならば、この程度の途も開き得るような趣旨のお話があつたのであります。以上のようなことが大體各委員から出た意見であり、又質疑のありました点を要約いたしました点であります。そこでそれらの問題について特に土地改良の事業についての政府のこれに対する補助についての心構へ、或いは又資金融通に關しての政府のこれに対する措置、又今後とられんとする措置、こういうような点について農林大臣及び安定本部長官から率直に御意見を伺いたい、こういう趣旨であります。どうぞそういうふうにお願ひいたします。尙委員長が申しましたことにつきまして、足りなかつた点、或いは申した点がありますれば、簡単にこの

行政整理の或る程度進行に伴いま
と、かように考えるのであります。そ
ります。これにつきましても、今回の
は望みが薄いのじやないか。或る程度

までこれに対して可能性があるかどうか。そうでないと徒らに何でもかんでも打ち出の小楮だというので、これに期待をかけても、それがどの程度のものが資金融通の措置として見通しがあるかという点を承りたいと思ひます。

それから特に農林大臣にお尋ねしたい点は、予算措置が伴わない土地改良では、現実の零細農家が徒らに困難するだけであり、今あのような土地改良法案のごときものを出さなければならぬ状態がどうして附に落ちないの、従来の耕地整理組合その他の組合を以てしてはもはや何らかの障礙があつて到底やつて行けないという積極的な理由があるのかどうか。それから若し理由があるとしたら、

も、予算措置が伴う土地改良の計画、土地の交換分合等も或る程度の計画の見通しというものが立つた上で土地改良法案を出しなつても決して遅くはない。むしろああいふものを出しなから従来そのままでやつて来られて、そして農林当局が十分予算措置がやり得る、そういう努力をされる、その結果として土地改良法案というものが上程されて来る方が今の農村の事情にむしろ適しておるのではないだろうかというふうに考えられるので、その点について併せて御見解を承りたいと思ひます。

○農務大臣(青木幸彦君) 只今、それならば具体的にどういふような措置を取るかという御質問であつたと存じますが、これは御承知の通り対日援助見返資金というものが全体としてまだ決定をいたしておりませんし、又おつしやる通りにこれが順次決つて来るといふことではなから、

○委員(補見義男君) 速記を始めて下さい。

○委員(補見義男君) 速記を始めて下さい。

○委員(補見義男君) 速記を始めて下さい。

○委員(補見義男君) 速記を始めて下さい。

○委員(補見義男君) 速記を始めて下さい。

○委員(補見義男君) 速記を始めて下さい。

るということではなから、我々は信賴しにくいというようにお考えと思ひます。これが大体我々としては……ちよつと速記を止めて頂きたい。

○委員(補見義男君) 速記を始めて下さい。

るのであります。それでありますから、この際、新しく基礎の固い組合を作つて事業を行つて、そうしなければこの組合事業に対する資金の融通なんか全然でき得ない。それでありますから、予算措置もできないのに慌ててこんなものは要らんじやないかという御質問は一応は聞えるのであります。が、実際におきましては、今までの耕地整理組合や水利組合では、地主が變つておりますので、組合の組織が變つておりますので、ここに新しく土地改良法によつて組合を組織し、現実即ちたるところの基礎の固い組合を作つて、そして事業を行つてゆかぬのであります。一応予算措置のないのに、こつちの法を急ぐ必要はないじやないかという御質問も存じますが、

○委員(補見義男君) 板野さんの今の御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。

めにもう少しはつきりした努力目標と申しますか、そういうものをもう少し出して貰いたいと思ひます。御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。

○委員(補見義男君) 板野さんの今の御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。

います。そういうことを望みますけれども、そういうふうな結果として現れて来る。そこで今の板野さんの御質問の点は端的に言えば、若しこつちの御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。

○委員(補見義男君) 板野さんの今の御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。御質問の点はこつちのことなんです。各委員が共通した思想なんです。

すが……。それが事実であるかどうか。若し事実であるとすれば、どうして土地の問題を第二クラスにしたのかということを一つ……。

○國務大臣(青木幸彦君) その点は御承知の通りであるとか、或いは石炭であるとか、造船とか、そういうものが取上げられておりますという順序は、これは今貿易を振興するとか、或いは日本國民經濟全体としての赴く方向というより意味でそういう問題は取上げられておりますけれども、それが一位であるとか二位であるとか、そういうふうに一々そのウエートを考えて、そして始めからそれで決めて行くことというのではありませんので、取上げられて来る順序としては、それが額が大きいとか、或いはそれが現在当面している形においては先ず先に持つて行かれておるとか、或いは後ろの方になるとか、先の方になるとか、いろいろなことはありましようけれども、その点について決して我々がそれを初めから、これは低いものだ、これは高いものだからというよりなことを、食糧問題、特に土地改良の問題というよりなものを別に考えておるといふような事実もございませぬが、併し安定本部としての考え方としては、先ず大きな問題から取上げて行く、その重要性というものについては、ときによつて変つても参りましようし、今回のような我々の考え方からいたしますれば、例えば合理化を行なう。そういうことになれば、今までの重点的な傾斜生産方式というものを改めて、そして大小の企業を公平に、例えば輸出振興に關しては援助をしなければならぬ。或いは合理化という線に沿つて能率を

どうするとか、或いは消費者選択をどうするとか、いろ／＼な面から考えておりますので、当然見返資金の問題に影響して来ているのです。特に今日土地改良法案の問題にいたします場合には、そういう特別な配慮というものをいたしながら、先方の考え方と我々の方の考え方との間の調整を図る。而も特別にその点について要請をするというよりな経過はいろ／＼進んで、決してその順位がどうであるとか、第一に挙げられてあるからどうというよりなことは、いろ／＼な要素から参りようという順序は取られる場合もありませんので、それは一つ広くお考えをお願いいたします。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今お話になりました第一順位、第二順位というのは、我々の方で一応考えておる考え方としては工業をも込めまして第一順位に考えております。ただ一応カテゴリーに分けておいて、基幹的な産業で非常に大きな資金の要するものとか、或いは食糧増産のため必要なものであるとか、五つばかりカテゴリーに分けておる、そのカテゴリーに分けておる順序が、金額の大きさから一番産業で特に資金が沢山要するものというように、一、二と併が立つておりますが、それは特に重要性とか何とかが、考え方、第一順位、第二順位というのは別にございませぬが、今我々の方で作つております案におきましては、両方とも第一順位になつておる。多少誤解があるかと思ひますので、補足して説明させていただきます。

○岡村文四郎君 先程山崎委員の質問で安本長官のお答への、生産意欲を増すようにあらゆる面に配慮を拂いたという答へに、大体それで了承ができるようでありませぬけれども、実は差別待遇をせられるということが問題な点であります。只今のお話で衣料問題の話が出ましたが、私共の念願とするところは差別待遇をしないで、外の業種と同じように自由選択による登録か或いは小賣商業者というのでなしに、どこでも結構ですから、そういう差別待遇をすることを止めて、奴隷扱いをすることを止める。安本長官にこれを願ひたいと思ひますことは、何だか商工省の方でもや／＼といたしまして、さつぱり明かれない。農林大臣にもお願ひしたいと思ひておられますが、公平な立場に立つて政策をされる安本長官のお考えで、自由選択による登録制を設けるようにお願ひしたいと思ひます。如何でしょうか。

○國務大臣(青木幸彦君) おつしやるまでもなく、我々経済安定本部として極めて公平な立場からこれを処理して参りたいという念願を持つておるわけでありませぬ。この間の石炭の問題等につきましても御承知であるかと思ひますが、協同組合等の問題或いは商人商権といひますか、そういうような問題も世間ではいろ／＼言われておりますが、私共はそういう点には極めて合理的に公平に取扱つて参りたいという所存でこの仕事をやつて参る所存でございませぬ。

○板野勝次君 先程安本長官は食糧を非常に大切にしようといふことを言われたのですけれども、併し事実の上において少しも食糧を大切にしようといふとは、消費生活の上に大切にしようといふ

うお考へは分るのですけれども、それを生産するといふ面に対して何ら具體的なものが現われて来ていない。先程安本長官は大きな比重を持つておるとも言つたけれども、具體的な比重はどのと基礎産業における場合の比重といふものは殆どない。農業の生産に對しては食糧確保臨時措置法を初めとして、様々な制約が來ている。ところが基礎産業に對しては思ふ存分儲け得るような態勢を作つておる。而も邪魔になる中小企業はぶつ潰してしまふ。農業に對しては土地改良に對する資金の補助がないといふことになりませぬ。零細ではありますけれども、これを合計すれば農業の生産は非常に比重が大きい。零細なものだから……先程も言われておつたように資金の順位等も大きさと零細というもので行われおるのですが、この零細農業も密つたならば非常に大きな比重を持つ。零細であるといふので放置して置けば、日本の農業といふものは破壊されて來る。そうすると食糧は外國から余つたのがど／＼來たら無理に國內の食糧に依存しなくとも、足りない分を外國から輸入して來る。いわゆる食糧といふものが輸入に依存しなればならぬ。そういふ方向に行くとおもう。そういふ政策を現におやりになつておられるし、このまま推移して行くならば日本の自給体制は破壊されてしまつて、こゝろいところから自立を失つて行くといふ方向にあると思ふ。従つて農業に對しては大きな比重を持つておると言われるならば、その零細農業を救済して拡大再生産ができるようにして行く、具體的に基礎産業と同様に行な

つて行かなければ……言へば議論にならぬから申しませぬが、リンク物資につきましたも、極めて高いパリテイ指数の問題につきましても極めて困難な状態に置かれておる。これを打開して基礎産業と同じようにどの面から見ても比重が同じだといふ計画を出されてこそ、初めてあなたのおつしやる大きな比重を持つて來るといふことになると思ふのです。それが少しもない。若しあると言われるならば、こゝろい点もあるのだといふことを示して置きたいと思ふのです。リンク物資といふものは消費物資の形において当然これは農家に廻つて來なければならぬ。而もその廻つて來る状態が價格において本當のパリテイになつておるならばよいが、それ以外に農村に何でも彼でも高い物資を押付けて行く。比重が重いと云つて、基礎産業に對する援助と同様のものがあるといふならそれを示して置きたいと思ふ。なければ答弁して頂

○國務大臣(青木幸彦君) これはおつしやる通り根本問題になりますればいろ／＼意見もあろうかと存じます。私共が全体的な計画を立てるといふことが、今御承知の通り協同組合の問題にいたしまして、或いは又今後に残つておることが沢山ございませぬが、併しこれも農業を中心とされておることは御承知の通りと存じます。

かなくともよいです。

初めから進歩性は認められないと思ひます。言葉は変わったが認められない。結局國庫補助金は都道府縣以下は削られてない。而もあの法案を見ますと、受益者負担という制度が設けられて来ておりますから、その設定によつて結局は農民に負担を押し付けて来る。こういう形になるのであつて、土地改良法の全体としての法案の性格を見れば、農民の負担になつてしまふ。こういう意圖が現われて來て居るので、一方における補助金の予算が削られて居ると、あれこれ眺み合せて見ると、結局は農民の負担、こういう方向に進むより外はないのじやないか、こういう点を一番心配するわけでありませうけれども、それに対する懸念の有無について伺ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) これは先程岡村さんのお述べになりましたように、現段階において論議しますと、予算の裏付もないのに、こんな法律を出してどうか、こういう御議論が出るわけでありませう。併しこの問題につきましては、政府としては更に善処をお誓ひして居るわけでありませうが、公共性のある法律として、將來又予算が……來年も再來年もないというのじやないものでありませう。これは単に公共事業費という空漠なる予算科目でなく、確率性のある予算を農林省としては將來、獨立して助成の出来るような方向に努力したいということをお誓ひいたして居るわけでありませう。これは今年度の予算で以て、そして今法律を決めるときに予算の裏付けがない、こういう御議論が出ますが、これは先程繰返えした通りなので御承知を願ひたいのであります。今日水利組合なり、從

來の耕地整理組合を一括にしてしまつて、この法律の下に一括にしてしまふというのでは変りはないではないかと、いろいろお話をありますが、普通水利組合というものは從來耕作も幾分か分担している分もありませうが、主に土地所有者が水利組合を作つて來たのであります。又耕地整理組合も土地の所有者が、耕作者というものを置かずして所有者によつて耕地整理組合というものが作り上げられて來たのであります。ところがこの農地改革によりまして、土地の所有者が根本的に変更して参りまして、どうしてもここで從來の耕地整理組合というものを解散し、水利組合というものを解散して、現段階における農地の實際に副うような組合を作るといふことではなければ仕事もできななければ、第三者に対する權威もない、そういう資格もない、こういう立場からこの土地改良法を設けて、北海道の土功組合並びに耕地整理組合或いは普通水利組合といふものを、これを廃止して、一本の下に纏めて行こう、こういう考え方でありませう。

○板野勝次君 その点はおつしやる通りなんです。農地改革の必然の結果として当然やらなければならぬ。併しその中に進歩性が盛られていないといふ点を私は指摘したのであります。もう一つは受益者負担の制度の設定によつて、一応補助金が出て來ても、その負担の制度で結局事業費が農民に轉嫁されて來る、こういう強い方向に行くのじやないか、結局土地改良といふものが農民負担に迫込んで行くといふふうな法律の性格じやないかどうか。この点をちよつと聞いたわけなのであります。○國務大臣(森幸太郎君) 本來からい

えば受益者の負担としてやるべきが当然であります。併し農業といふこと、土地改良といふことが國家的立場を持つて居るといふので、これを助成するのであります。この点は御了承願ひたいと思ひます。○委員(補見義男君) 大体質問もつきたようでございますから、これで質疑は打ち切りたいと思ひますが……。○板野勝次君 法案全体の質疑ですか。○委員(補見義男君) ええ。○板野勝次君 逐條審議に入つていないのじやないですか。○北村一男君 これは逐條をやつたらたまつたもんじやありませんよ。異議なし。

○板野勝次君 今度されるときには二、三残つて居る問題があるのでございませう。例えば税務署に何とかなければならんとか……。○委員(補見義男君) そういふ細い問題は尚残ると思ひますが、大体の質問は終了したと思ひます。御異議ないようですから、さうにいたします。それから実は陳情、請願が相当ありまして、それで一応現在我々が審議しております法案に係る例えは議員關係の陳情請願とか、外の災害復旧に関する陳情請願等については、一応審議だけをいたしまして、結論はまだ得ておらないのですが、大部追つて参りましたので、これは一つ並行的に取扱いたいと思ひます。そこで甚だ御迷惑なんです、林業等の關係につきましては、一つお諮りするわけですが、石川理事と徳川さんによつて頂く、それから一般農業者につい

ては藤野さんと北村さんによつて審査をして頂いて御委任をすることがいいと思ひます。御異議ありませんか。○委員(補見義男君) それでは御迷惑ですが、一つお願いいたします。本日はこれにて散会いたします。午後五時三分散会。出席者は左の通り。委員 補見 義男君 理事 平沼彌太郎君 石川 準吉君 藤野 賢雄君 大島農夫雄君 門田 定藏君 北村 一男君 柴田 政次君 高橋 啓君 星 一君 赤澤 與仁君 加賀 操君 徳川 宗敬君 山崎 恒君 板野 勝次君 池田 恒雄君 國井 淳一君 岡村文四郎君

農林事務官 安孫子勝吉君 (農地部長) 田邊 勝正君 説明員

農林大臣 森 幸太郎君 國務大臣 青木 孝義君 農林事務官 渡邊喜久造君 (經濟安定本部財政金融局長) 山添 利作君 (農政局長) 伊藤 佐君 (農林事務官) (開拓局長)

農林事務官 伊藤 佐君 (開拓局長)

食糧管理局長官 安孫子勝吉君 説明員 (農地部長) 田邊 勝正君

食糧配給公団法 第一章 總則(第一條-第九條) 第二章 役員及び職員(第十條-第十四條) 第三章 業務(第十五條-第十七條) 第四章 會計(第十八條-第十九條) 第五章 監督及び助成(第二十條-第二十二條) 第六章 罰則(第二十三條-第二十七條) 附則 (食糧配給公団の目的) 第一條 食糧配給公団は、經濟安定本部事務局長官の定める食糧及び飼料の配給に関する基本計画に基づき、農林大臣の定める実施計画に従ひ、食糧管理法(昭和十七年法

五月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。一、食糧配給公団法案 一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求めたる件 二、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食糧品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めたる件

律第四十号)第二條に規定する主要食糧及び省令で定める飼料(以下「食糧等」と総称する。)の適正な配給を行うことを目的とする。

2 食糧配給公団は、法人とする。

(事務所)

2 食糧配給公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 食糧配給公団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(基本金)

第三條 食糧配給公団の基本金は、一億九千万円とする。

2 前項の基本金は、政府が金額を出資しなければならぬ。

3 食糧配給公団の運営資金は、必要があるときは、復興金融庫から借り入れるものとする。

(定款)

第四條 食糧配給公団は、定款で、左の事項を規定しなければならぬ。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 基本金額に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款は、農林大臣の認可を受けて変更することができる。

(登記)

第五條 食糧配給公団は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、第三者に対抗することができない。

(課税の免除)

第六條 食糧配給公団には、所得税及び法人税を課さない。

(解散)

第七條 食糧配給公団は、昭和二十五年四月一日又は経済安定本部総務長官が指定する時のいずれが早い時に解散する。

2 前項に定めるものの外、食糧配給公団の解散に必要事項は、政令で定める。

(名称の使用禁止)

第八條 食糧配給公団でない者は、食糧配給公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならぬ。

(民法等の準用)

第九條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不行爲能力)、第五十條(法人の住所)、第五十四條(理事の代表権の制限)及び第五十七條(特別代理人)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第四十一号)第三十五條第一項(特別代理人選任の管轄裁判所)の規定は、食糧配給公団に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員の種類及び職務)

第十條 食糧配給公団に、役員として、総裁二人、副総裁二人以内、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

2 総裁は、食糧配給公団を代表し、その業務を総理する。

3 副総裁は、定款の定めるところにより、食糧配給公団を代表し、総裁を補佐して食糧配給公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、定款の定めるところにより、食糧配給公団を代表し、総裁及び副総裁を補佐して、食糧配給公団の業務を掌理し、総裁、副総裁ともに事故があるときは、その職務を代表し、総裁、副総裁ともに欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、食糧配給公団の業務を監査する。

(役員の内免)

第十一條 総裁、副総裁、理事及び監事は、農林大臣が任免する。

(代理人の選任)

第十二條 総裁、副総裁及び理事は、定款の定めるところにより、食糧配給公団の職員のうちから、主たる事務所又は従たる事務所の業務に關して一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

(兼業の制限)

第十三條 食糧配給公団の役員及び職員は、食糧等の加工、保管若しくは搬送を業とする会社その他の企業の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に従事し、若しくはその営業につき一切の利害關係を有してはならない。

(役員及び職員の内免)

第十四條 食糧配給公団の役員及び職員は、農林大臣が定める。

2 食糧配給公団の役員及び職員は、給與については、他の公団の例によるものとする。但し、給与の基準となるべき職階制の実施は、農林大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて行う。

3 國家公務員法第九十八條(法令及び上司の命令に従ふ義務並びに職員の団体)第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第七項本文の規定並びに同條第五項に係る同法第九十條の罰則の規定は、食糧配給公団の役員及び職員に準用する。但し、同條第二項中「人事院」とあるのは、「農林大臣」と読み替へるものとする。

4 前三項に定めるものの外、食糧配給公団の役員及び職員は、その他必要な事項に關しては、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて定めるところによる。

5 食糧配給公団の役員及び職員については、この法律の精神に即し、且つ、この法律に基き省令で定められた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及びこれに基き命令の規定の適用があるものとする。但し、労働基準監督機關の職權に關する規定は、食糧配給公団の役員及び職員に勤務條件に關しては、適用しない。

第三章 業務

(食糧配給公団の業務)

第十五條 食糧配給公団は、経済安定本部総務長官の定める食糧等の配給に關する基本計画に基き、農林大臣の定める実施計画に従い、その監督の下に、左の業務を行う。

一 食糧等の買入及び買渡
二 食糧等の保管、加工及び搬送
三 飼料の販賣業者の指定
四 第一号又は第二号の事業に附帯する業務

2 前項第三号の指定をするには、経済安定本部総務長官の定める條件に基き農林大臣の認可を受けなければならない。

3 都道府縣知事は、食糧管理法第八條ノ第二項の規定による主要食糧の配給に關する実施計画の設定及びその実施その他政令で定める事項に關して、食糧配給公団の業務を監督することができる。

(業務方法の認可)

第十六條 食糧配給公団は、業務開始の際、業務の方法を定めて、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 農林大臣は、前項の認可をしようとするときは、経済安定本部総務長官及び大蔵大臣に協議しなければならない。

(事業計画及び資金計画の認可)

第十七條 食糧配給公団は、毎事業年度の毎四半期の初に、当該四半期の事業計画及び資金計画を作成して、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 農林大臣は、前項の認可をしようとするときは、経済安定本部総務長官及び大蔵大臣に協議しなければならない。

第四章 会計

(会計の準則)

第十八條 食糧配給公団の事業年度の

第十八條 食糧配給公団の事業年度の

度、予算及び決算については、公団等の予算及び決算の暫定措置に關する法律（昭和二十四年法律第二十七号）によらなければならない。

（決算書類）

第十九條 食糧配給公団は、事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、これを農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の承認をしよるとするときは、経済安定本部総務長官及び大蔵大臣に協議しなければならない。

3 食糧配給公団は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つ、これを定款とともに、各事務所に備えて置かなければならない。

4 前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

5 食糧配給公団は、農林大臣の承認を受けて、政令の定めるところにより、剰余金を國庫に納付しなければならない。

6 食糧配給公団は、帳簿、書類その他一切の記録を整理と且つ明確に記載し、会計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備して置かなければならない。

第五章 監督及び助成

（食糧配給公団の監督）

第二十條 食糧配給公団に關する基

本政策の決定についての最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

2 経済安定本部総務長官は、食糧等の適正な配給を確保するため必要があるとき、農林大臣を通じて、食糧配給公団に対して監督上必要な命令をすることができ

3 農林大臣は、食糧等の適正な配給を確保するため必要があるとき、農林大臣は、必要があるとき認めるときは、食糧配給公団に対して、監督上必要な命令をすることができ

4 農林大臣は、必要があるとき認めるときは、食糧配給公団に対して、報告をさせ、又は当該官吏に必要な場所に立ち入つて、業務の状況、帳簿、書類その他必要な事項を調査させることができる。

5 当該官吏は前項の規定により、立入検査する場合には、省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを呈示しなければならない。

6 前三項の規定は、第十五條第三項の規定により都道府縣知事が食糧配給公団の業務を監督する場合に準用する。

（役員）

第二十一條 農林大臣は、食糧配給公団の役員が、法令、定款若しくはこの法律に基いてする命令に違反したとき、又は食糧配給公団の目的及び業務に關して、その任に適合せず、若しくはその職務を適切に遂行していないと認めるときは、これを解任することができる。

（施設の貸与及び管理）

第二十二條 農林大臣は、食糧配給公団がその業務を行う上に必要があるとき、その業務に必要な施設の所有者若しくは占有者又は大蔵大臣を含む管理者に対して、当該施設を食糧配給公団に貸与することを命じ、又は求めることができる。

2 前項の規定による施設の使用料は、経済安定本部総務長官が、そのあらかじめ定める方針に基いて、適正に定めるものとする。

3 農林大臣は、食糧配給公団がその貸借した施設を管理することに關し、又は必要があるとき認めるときは、保險を附する等の措置を食糧配給公団にとらせることに關し、監督を怠らない責任を負うものとする。

4 農林大臣は、前各項の規定の実施に關して、食糧配給公団又は関係各大臣を含む関係者に対し、必要な措置をとることを命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十三條 前條第一項の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。

第二十四條 左の場合においては、その違反行為をした食糧配給公団の役員又は職員は、五年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。

一 第十五條第一項に規定する業務以外の業務を行った場合

二 第二十條第二項又は第三項（同條第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した場合

第二十五條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又はこの法律の規定による当該官吏若しくは吏員の検査を拒み妨げ、若しくは隠蔽した者は、一年以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。

第二十六條 法人の代表者、又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対して、同條の罰金刑を科する。

第二十七條 第八條の規定に違反して、食糧配給公団という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 食糧管理法の一部を次のように改正する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用に關しては、なお従前の例による。

第十四條から第三十條までを次のように改める。

第十四條乃至第三十條 削除
第三十條の二から第三十條の七までを削る。
第三十一條ノ二及び第三十一條ノ三を削る。
第三十八條から第四十三條までを次のように改める。

第三十八條乃至第四十三條 削除

3 食糧管理法に基き設立された食糧配給公団並びにこの法律施行の際におけるその役員及び職員は、その時におけるこの法律に基き食糧配給公団並びにその役員及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

4 この法律施行の際飼料配給公団の職員である者は、その時においてこの法律に基き食糧配給公団の職員となるものとする。

5 この法律施行の際飼料配給公団に屬する財産その他一切の権利義務は、その時において食糧配給公団が承認するものとする。

6 地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第十四号中「飼料配給公団、」を削る。

7 農林省設置法（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第十三号を次のように改める。

年法律第 号)に改める。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、作物報告事務所の新設に關し承認を求めめるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、作物報告事務所の新設に關し承認を求めめるの件
主要農作物の調査の正確迅速をより一層期するため、現在の北海道作物報

告事務所を廃止し、函館作物報告事務所外三報告事務所を新設することについて、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求めめる。

(別表)

名称	位置	管轄	区域
函館作物報告事務所	北海道 函館市	(北海道の内) 室蘭市 苫小牧市 函館市 小樽市 釧路市 網走市 紋別市 根室市 上磯郡 茅部郡 松前郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 太櫛郡 積丹郡 忍路郡 余市郡 古平郡 美谷郡 萩原郡 古宇郡 岩内郡 虻田郡 磯谷郡 歌葉郡 壽都郡 島牧郡 幌別郡 有珠郡 勇拂郡(膽振支庁管内)	
札幌作物報告事務所	北海道 札幌市	(北海道の内) 札幌市 旭川市 夕張市 岩見沢市 留萌市 札幌市 石狩郡 厚田郡 浜益郡 千歳郡 空知郡 夕張郡 樺戸郡 雨龍郡 上川郡(石狩國) 勇拂郡(上川支庁管内) 上川郡(天塩國) 中川郡(天塩國) 留萌郡 増毛郡 苫前郡 天鹽郡	
帯広作物報告事務所	北海道 帯広市	(北海道の内) 釧路市 帯広市 上川郡(十勝國) 河西郡 河東郡 中川郡(十勝國) 十勝郡 川上郡 釧路郡 白糠郡 足寄郡 阿寒郡 新冠郡 厚岸郡 浦河郡 沙流郡 静内郡 三石郡 様似郡 幌泉郡	
北見作物報告事務所	北海道 北見市	(北海道の内) 北見市 網走市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡 宗谷郡 枝幸郡 利尻郡 礼文郡 根室郡 花咲郡 野付郡 標津郡 目梨郡	

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件

農林省輸出品検査所令(昭和二十四年政令第二十五号)に基づき別表に掲げる位置に輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所を設置する必要があるため、これらの設置について地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求めめる。

別表

- 輸出食料品検査所

区分	位置
支所	静岡市
出張所	神戸市 小樽市 横濱市 門司市
- 輸出農林水産物検査所

区分	位置
支所	小樽市 神戶市 網走市
出張所	網走市 山形市 清水市 古川市

昭和二十四年六月四日印刷

昭和二十四年六月六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局